

「（仮称）道の駅もりおか」運営候補者選定要領

（趣旨）

第1 この要領は、「（仮称）道の駅もりおか」の運営候補者（以下「運営候補者」という。）の選定に当たり、公募に応じ指定申請のあった法人その他の団体（以下「応募者」という。）の中から運営候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

（審査員）

第2 応募者の中から運営候補者を選定するため、審査員を置く。

2 審査員は、公の施設を所管する部等の職員のうちから市長が命じた者及び職員以外の者で市長が委嘱したもの（以下「審査員」という。）をもって充てるものとする。

（選定の基準）

第3 選定の基準は、別に定めるものとする。

（審査の方法）

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき「「（仮称）道の駅もりおか」運営候補者選定審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された応募書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、各審査員が5段階評価により各項目1点から5点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとに別に定める掛け率を掛け、審査点を算定するものとする。

2 評価表は、別に定めるものとする。

3 評価表の策定に当たっては、あらかじめ審査員の意見を聴くものとする。

（選定の方法）

第5 第4の審査の結果から、各審査員の審査点の総計の最も多い応募者を運営候補者とする。ただし、いずれの応募者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、運営候補者なしとする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の総計の最も多い応募者が二者以上あったときは、これらの者のうち、別に定める評価表の審査項目1及び2の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い応募者を運営候補者とする。

3 前項の場合において、別に定める評価表の審査項目1及び2の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い応募者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって運営候補者を決定するものとする。

4 前4項の規定にかかわらず、評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が1点の項目があった申請者は、失格とする。

（評価表の公表）

第6 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

（審査の公開）

第7 審査は、聴き取りによる審査に限り公開で行うものとする。

（選定結果等の公表）

第8 選定結果は申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第9 選定に関する庶務は、玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室において処理する。